

一般社団法人三重労働基準協会連合会長 殿

三重労働局長
(公印省略)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について

平素より労働安全衛生行政の推進に多大なる御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和8年厚生労働省令第89号。以下「改正省令」という。)**【別添3】**及び労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示(令和8年厚生労働省告示第204号。以下「改正告示」という。)**【別添4】**が令和8年4月28日に公布され、令和9年4月1日から施行することとされたところですが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりですので、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する周知等につきまして、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

第1 改正の趣旨

改正省令及び改正告示は、長時間労働と慢性腎臓病発症リスク等業務との関係や、血清クレアチニン検査で既存項目では把握できない腎機能低下者を把握できること等を踏まえ、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく一般健康診断のうち、雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、海外派遣労働者の健康診断に血清クレアチニン検査を追加すること等から、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号。以下「労基則」という。)、有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。)及び特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。)等及び関係告示について所要の改正を行ったものである。

第2 改正省令の要点

1 血清クレアチニン検査の追加(安衛則第43条から第45条の2まで関係)

雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断に血清クレアチニン検査を追加するものであること。あわせて、本項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができること。

2 喀痰検査の削除(安衛則第44条から第45条の2まで関係)

定期健康診断、特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断において義務

づけられている喀痰検査を廃止するものであること。

3 肝機能検査の酵素名の変更(安衛則第43条、有機則別表並びに特化則別表第3及び別表第4関係)

安衛則第43条第1項第7号、有機則別表(2)下段、特化則別表第3の(17)、(24)、(32)から(34)、(36)、(37)及び(42)から(45)の各下段並びに別表第4の(13)、(18)、(25)、(33)から(36)の各下段の肝機能検査の酵素名について、最新の国際臨床化学連合(International Federation of Clinical Chemistry and Laboratory Medicine, IFCC)勧告に示される名称に変更するものであること。

4 健康診断結果報告、健康診断個人票及び健康管理手帳の様式変更(安衛則第52条、様式第5号、様式第8号及び様式第9号並びに有機則様式第3号関係)

第2の1及び2の改正に伴い、安衛則第52条の健康診断結果報告及び安衛則様式第5号の健康診断個人票の記載事項の対象に血清クレアチニン検査を追加し、喀痰検査を削除するものであること。

また、第2の3の改正に伴い、安衛則様式第5号、様式第8号(9及び11)及び様式第9号(9及び11)並びに有機則様式第3号の肝機能検査の酵素名の変更を行うものであること。

5 高度プロフェッショナル制度に係る「臨時の健康診断」の項目の追加(労基則第34条の2関係)
第2の1の改正に伴い、労基則第34条の2第13項第1号に定める高度プロフェッショナル制度における臨時の健康診断の項目に血清クレアチニン検査を追加するものであること。

6 施行期日(改正省令附則第1条関係)

改正省令は、令和9年4月1日から施行すること。

7 経過措置(改正省令附則第3条から第6条関係)

ア 改正前の取り扱いと同様に、事業者は、当分の間、改正後の安衛則第52条第1項に規定する方法による同項の報告に代えて、同項各号に掲げる事項を記載した書面により当該報告をすることができること。(附則第3条関係)

イ 施行日前に交付した健康管理手帳について、施行日後も使用できること。(附則第4条関係)

ウ 改正省令の施行の際現に改正省令による改正前の省令(以下「旧省令」という。)の規定によりされている報告は、改正省令による改正後の省令の規定による報告とみなすこと。(附則第5条第1項関係)

エ 改正省令の施行の際現に存する、旧省令に定める様式による用紙は、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、必要な改訂をした上で、使用することができることとしたこと。(附則第5条第2項関係)

オ 改正省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。(附則第6条関係)

第3 改正告示の要点

労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成10年労働省告示第88号)及び労働安全衛生規則第四十五条第三項において準用する同令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成22年厚生労働省告示第26号)について、血清クレアチニン検査の項目に係る厚生労働大臣が定める基準を40歳未満の者とする。また、上記2つの告示及び労働安全衛生規則第四十五条の二第四項において準用する同令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成元年労働省告示第46号)について、喀痰検査の項目に係る厚生労働大臣が定める基準については、改正省令による喀痰検査の削除に伴い削除すること。

第4 改正省令の細部事項

1 血清クレアチニン検査の追加(安衛則第43条から第45条の2まで関係)

改正省令により追加された血清クレアチニン検査については、長時間労働による発症リスクがある慢性腎臓病を検査するものであること。健康診断個人票(様式第5号)に記載するeGFR(estimated Glomerular Filtration Rate)(以下「eGFR」という。)の計算方法は同様式の備考欄に記載しているほか、安衛則第52条において労働基準監督署長に報告することとしている血清クレアチニン検査の有所見者数は、eGFRの値を用いて判断すること。

2 喀痰検査の削除(安衛則第44条から第45条の2まで関係)

喀痰検査の削除は、検討会報告書において、胸部エックス線検査の結果に基づき結核感染が疑われる者については、結核蔓延を最小限に留めるため、健診機関での喀痰検査の実施を待たず、速やかに医療機関の受診勧奨を行うことが適当であるとされたことを踏まえたものであるため、健診機関や事業者においては、胸部エックス線検査の結果を踏まえ、結核感染が疑われる者に対して医療機関への速やかな受診勧奨を行うこと。

また、喀痰検査の結果については、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第3項に規定する「要配慮個人情報」に該当するものであり、施行後は労働安全衛生法令に基づく健診項目ではなくなるため、同法第20条第2項第1号に規定する「法令に基づく場合」に該当せず、事業者が労働者本人の同意を得ずに収集できる情報ではなくなることから、喀痰検査の結果を取得する際は、あらかじめ本人の同意を要する等、同法に基づく取り扱いが必要となることに留意すること。

3 肝機能検査の酵素名の変更(安衛則第43条、様式第5号、様式第8号及び様式第9号、有機則別表及び様式第3号、特化則別表第3及び別表第4関係)

事業者や労働者自身が健康診断の結果を見て労働者の健康状態を把握できることが重要であり、肝機能検査の酵素名の変更について、事業者や労働者が旧名称の方が理解しやすい等の状況がある場合については、健診機関における事業者や労働者への健康診断の結果の通知について、必要に応じ、新名称と旧名称を併記する等しても差し支えないこと。

第5 関係通達の一部改正等

1 関連通達の一部改正

記の第2の6の施行日において、平成29年8月4日付け基発0804第4号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」(以下、「旧通達」という。)を別添1のとおり改正し、「定期健康診断等における血糖検査の取扱いについて」(令和2年12月23日付け基発1223第7号)、「定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて」(令和5年3月31日付け基発0331 第12号)を廃止する。

なお、旧通達の別添についても、あわせて廃止する。

また、記の第2の6の施行日において、令和元年7月12日付け基発0712第2号・雇均発0712第2号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法関係の解釈について」の一部改正について」を別添2のとおり改正する。

2 肝機能検査の酵素名の変更について

第5の1のほか、これまでに発出した通達のうち、肝機能検査の酵素名については、次表のとおり読み替えること。

読み替え後	読み替え前
AST	GOT
ALT	GPT
γ-GT	γ-GTP
アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ	血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ
アラニンアミノトランスフェラーゼ	血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ
ガンマグルタミルトランスフェラーゼ	血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ

平成 29 年 8 月 4 日 付け 基 発 0804 第 4 号 「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」

改正後	改正前
<p>基 発 0804 第 4 号 平成 29 年 8 月 4 日 改正 基 発 0428 第 10 号 令和 8 年 4 月 28 日</p> <p>都道府県労働局長 殿</p> <p>厚生労働省労働基準局長 (公 印 省 略)</p> <p><u>一般健康診断</u>における<u>健康診断項目の取扱い等</u>について</p>	<p>基 発 0804 第 4 号 平成 29 年 8 月 4 日</p> <p>都道府県労働局長 殿</p> <p>厚生労働省労働基準局長 (公 印 省 略)</p> <p><u>定期健康診断等</u>における<u>診断項目の取扱い等</u>について</p>
<p>労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 66 条に基づく一般健康診断(労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「規則」という。)第 43 条に基づく雇入時の健康診断、規則第 44 条に基づく定期健康診断、規則第 45 条に基づく特定業務従事者の健康診断及び規則第 45 条の 2 に基づく海外派遣労働者の健康診断をいう。)については、これまでに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討、「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」や「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」を</p>	<p>労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。)に基づく定期健康診断等については、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づく特定健康診査の在り方等の検討と併せて、「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」を開催し、その在り方等について検討を行い、別添のとおり取りまとめを行ったところである。</p> <p>については、本検討を踏まえて、<u>労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「規則」という。)</u>第 43 条に基づく雇入時の健康診断、規則第 44 条に基づく定期健康診断、規則第 45 条に基づく特定業務に従事する労働者の健康診断等に関する検討を行うことである。</p>

開催し、検討してきたところである。

については、本検討を踏まえて、規則に基づく上記の健康診断の健康診断項目に関する取扱い、留意事項等を下記のとおりとしたので、関係者への周知徹底を図るとともに、的確な実施に遺憾なきを期されたい。

なお、下記については、特定健康診査の新たな取扱い等と併せて実施することが必要であることから、特定健康診査との整合性を取った血中脂質検査、血糖検査、尿検査等については、平成30年4月1日からの取扱いとすること。

1 肝機能検査

ALT、 γ -GT は、肝機能障害の把握とともに、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症予測能があるとされたため、医師からの意見聴取の際及び必要な措置を講じる際に留意すること。

なお、事業者や労働者に手交する健康診断の結果に記載する肝機能検査の酵素名については、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和8年厚生労働省令第89号)により、名称が変更されているところであるが、必要に応じ、新名称と旧名称を併記する等しても差し支えないこと。

2 血中脂質検査

血中脂質検査は、引き続き LDL コレステロール、HDL コレステロール、トリグリセライドを項目とする。LDL コレステロールの評価に当たっては、フリードワルド式によって総コレステロールから求める方法(ただし、トリグリセライド 400mg/dl 以上や食後採血の場合には Non-HDL コレステロールにて評価する。)、又は、本検査の円滑な実施等のため、LDL コレステロール直接測定法によることも引き続き可能とする。

従事者の健康診断、規則第45条の2に基づく海外派遣労働者の健康診断の診断項目に関する取扱い、留意事項等を下記のとおりとしたので、関係者への周知徹底を図るとともに、的確な実施に遺憾なきを期されたい。

なお、下記については、特定健康診査の新たな取扱い等と併せて実施することが必要であることから、特定健康診査との整合性を取った血中脂質検査、血糖検査、尿検査等については、平成30年4月1日からの取扱いとすること。

1 肝機能検査

GPT、 γ -GTP は、肝機能障害の把握とともに、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症予測能があるとされたため、医師からの意見聴取の際及び必要な措置を講じる際に留意すること。

2 血中脂質検査

引き続き LDL コレステロール、HDL コレステロール、トリグリセライドを項目とする。LDL コレステロールの評価方法を従前は示していなかったところであるが、その評価に当たっては、フリードワルド式によって総コレステロールから求める方法、(ただし、トリグリセライド 400mg/dl 以上や食後採血の場合には Non-HDL コレステロールにて評価する。)、又は、本検査の円滑な実施等のため、LDL コレステロール直接測定法によること

LDLコレステロールを、フリードワルド式によって総コレステロールから求める場合には、健康診断個人票の備考欄に総コレステロール値を分かるように記載するとともに、トリグリセライド 400mg/dl 以上や食後採血の場合に Non-HDL コレステロールにて評価する場合には、備考欄に Non-HDL コレステロール値を分かるように記載すること。

よって、血中脂質検査においては、HDL コレステロール及びトリグリセライドとともに、本人の状況等を産業医等の医師が判断して総コレステロール又は LDL コレステロール (直接測定法) を選択した 3 データを測定する。この際、備考欄に、食後からの採血時間を記載すること。

なお、トリグリセライド(中性脂肪)の量の検査については、やむを得ず空腹時 以外に採血を行った場合は、食直後(食事開始時から 3.5 時間未満)を除き随時中性脂肪により検査を行うことを可とする。

注)・フリードワルド式による LDL コレステロール

＝総コレステロール－HDL コレステロール－トリグリセライド/5

・Non-HDL コレステロール＝総コレステロール－HDL コレステロール

ル

3 血糖検査

血糖検査は、空腹時血糖又は随時血糖によることを原則としてきたが、ヘモグロビン A1c 検査を行った場合についても、血糖検査を実施したものとす。

また、ヘモグロビン A1c (NGSP 値) を測定せずに随時血糖による血糖検査を行う場合は、食直後(食事開始時から 3.5 時間未満)を除いて実施することとする。

も引き続き可能とする。

LDLコレステロールを、フリードワルド式によって総コレステロールから求める場合には、今後は、健康診断個人票の備考欄に総コレステロール値を分かるように記載するとともに、トリグリセライド 400mg/dl 以上や食後採血の場合に Non-HDL コレステロールにて評価する場合には、備考欄に Non-HDL コレステロール値を分かるように記載すること。なお、備考欄に、食後からの採血時間を記載すること。

よって、血中脂質検査においては、HDL コレステロール及びトリグリセライドとともに、本人の状況等を産業医等の医師が判断して総コレステロール又は LDL コレステロール (直接測定法) を選択した 3 データを測定する。

3 血糖検査

血糖検査は、空腹時血糖に加え随時血糖を認めることとしたので、空腹時血糖又は随時血糖を健康診断項目とすること。

また、HbA1c は、過去 1～3 か月程度の平均血糖値を反映したものであること、就業上の措置においても活用できる場合があること等から、医師が必要と認めた場合には同一検体等を利用して実施することが望ましい検査項目とする。

なお、血糖検査は原則空腹時に行われるべきではあるが、やむを得

ず食事摂取後に行われる場合で、検査値を特定健康診査に活用するときは、食直後の採血（特定健康診査では食直後の採血は食事開始から3.5時間未満の採血としている。）は避けることが必要である。

また、HbA1c については、1)糖尿病の罹患者でその後の状況を把握し就業上の措置において活用する場合、2)糖尿病の発症リスクの予測因子（BMI、血圧等）、従前の検査値等を勘案し、血糖値に加えてHbA1c 値により糖尿病であるか否か診断し就業上の措置において活用する場合などが考えられることに留意すること。

なお、本通達をもって平成10年12月15日付け基発第697号「一般健康診断における血糖検査の取扱いについて」及び平成20年1月17日付け基発第0117001号保発第0117003号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」の別紙の4のうち、血糖検査についてヘモグロビン A1c 検査で代替させることが可能である取扱いは廃止することとする。

4 (略)

5 尿検査及び血清クレアチニン検査

尿検査については、尿中の糖及び蛋白の有無の検査を実施しているが、血清クレアチニン検査については、長時間労働による発症リスクがある慢性腎臓病を検査するものであること。なお、健康診断個人票（規則様式第5号）に記載する eGFR の計算方法は同様式の備考欄に記載しているほか、安衛則第52条において労働基準監督署長に報告することとしている血清クレアチニン検査の有所見者数は eGFR の値を用いて判断すること。

6 胸部エックス線

(新設)

5 尿検査等

尿検査については、尿中の糖及び蛋白の有無の検査を実施しているが、糖尿病性腎症の原因と考えられる高血糖、腎硬化症の原因と考えられる高血圧等の基礎疾患を含めて労働者の健康状態等を勘案しながら医師が必要と認めた場合には、従来の検査項目に加え、血清クレアチニン検査を、血液検査に用いた検体と同一検体等を利用して実施することが望ましいこと。

健康診断機関や事業者においては、胸部エックス線検査の結果を踏まえ、結核感染が疑われる者に対して医療機関への速やかな受診勧奨を行うこと。

7 (略)

8 健康診断を実施する場合の留意

(1) 一部においては、血液検査等の省略の判断を医師でない者が一律に行うなど、適切に省略の判断が行われていないことが懸念される。規則第 44 条第 2 項及び同項を準用する規則第 45 条第 3 項により、厚生労働省告示に基づく、血糖検査、貧血検査等を省略する場合作の判断は、一律な省略ではなく、経時的な変化や自他覚症状を勘案するなどにより、個々の労働者ごとに医師が省略が可能であると認める場合においてのみ可能であること。

(2) (略)

9 その他

(1) 労働者が健康診断時に医療機関で治療中である場合には、その際の健康診断は、労働者本人の負担を軽減する観点から、胸部エックス線写真など主治医において既に取得されているデータを取得、活用し診断すること。

(2) (略)

6 (略)

7 健康診断を実施する場合の留意

(1) 一部においては、血液検査等の省略の判断を医師でない者が一律に行うなど、適切に省略の判断が行われていないことが懸念される。規則第 44 条第 2 項により、厚生労働省告示に基づく、血糖検査、貧血検査等を省略する場合の判断は、一律な省略ではなく、経時的な変化や自他覚症状を勘案するなどにより、個々の労働者ごとに医師が省略が可能であると認める場合においてのみ可能であること。

(2) (略)

8 その他

(1) 労働者が健康診断時に医療機関で治療中である場合には、その際の健康診断は、労働者本人の負担を軽減する観点から、エックス線写真など主治医において既に取得されているデータを取得、活用し診断すること。

(2) (略)

令和元年7月12日付け基発0712第2号・雇均発0712第2号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法関係の解釈について」の一部改正について」

改正後	改正前
<p>都道府県労働局長 殿</p> <p>基発0712第2号 雇均発0712第2号 令和元年7月12日 改正 基発0428第11号 令和8年4月28日</p>	<p>都道府県労働局長 殿</p> <p>基発0712第2号 雇均発0712第2号 令和元年7月12日</p>
<p>厚生労働省労働基準局長 (公印省略) 厚生労働省雇用環境・均等局長 (公印省略)</p> <p>「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法関係の解釈について」の一部改正について (略)</p> <p>1 (略) 2 記の第5を第6とし、第4を第5とし、第3の次に以下を加える。 第4 高度プロフェッショナル制度(法第41条の2関係) (略)</p>	<p>厚生労働省労働基準局長 (公印省略) 厚生労働省雇用環境・均等局長 (公印省略)</p> <p>「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法関係の解釈について」の一部改正について (略)</p> <p>1 (略) 2 記の第5を第6とし、第4を第5とし、第3の次に以下を加える。 第4 高度プロフェッショナル制度(法第41条の2関係) (略)</p>

< 臨時の健康診断に係る項目の省略 >

問 34	(略)
答 34	労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第44条第1項第3号及び第8号から第12号までに掲げる項目(同項第3号に掲げる項目にあつては、身長 ^の 検査に限る。)について、本人同意の対象となる期間中に当該項目に係る臨時の健康診断を実施している場合には、当該事業場で選任した産業医又は労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師の判断により、対象労働者の健康状態に応じて、項目ごとに実施を省略することとしても差し支えない。
(略)	

< 臨時の健康診断に係る項目の省略 >

問 34	(略)
答 34	労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第44条第1項第3号及び第8号から第11号までに掲げる項目(同項第3号に掲げる項目にあつては、身長 ^の 検査に限る。)について、本人同意の対象となる期間中に当該項目に係る臨時の健康診断を実施している場合には、当該事業場で選任した産業医又は労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師の判断により、対象労働者の健康状態に応じて、項目ごとに実施を省略することとしても差し支えない。
(略)	

○厚生労働省令第八十九号

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四十一条の二第二項第五号ニ並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第一項及び第二項、第六十六条の三、第六十七条第四項、第一百条第一項並びに第一百五条の二の規定に基づき、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月二十八日

厚生労働大臣 上野賢一郎

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後

(雇入時の健康診断)

第四十三条 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。

一～六 (略)

七 アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (AST)、アラ

ニンアミノトランスフェラーゼ (ALT) 及びガンマグロブリン

ルトランスフェラーゼ (γ-GT) の検査 (次条第一項第七

号において「肝機能検査」という。)

八・九 (略)

十 血清クレアチニン検査

十一・十二 (略)

(定期健康診断)

第四十四条 事業者は、常時使用する労働者 (第四十五条第一項に規定する労働者を除く。) に対し、一年以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

一～三 (略)

四 胸部エックス線検査

五～九 (略)

十 血清クレアチニン検査

十一・十二 (略)

改正前

(雇入時の健康診断)

第四十三条 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。

一～六 (略)

七 血清グルタミン酸オキサロアセチクトランスアミナーゼ

(GOT)、血清グルタミン酸ピルビクトランスアミナーゼ

(GPT) 及びガンマーグロブリンルトランススベプチダーゼ

(γ-GTP) の検査 (次条第一項第七号において「肝機能検査」という。)

八・九 (略)

(新設)

十・十一 (略)

(定期健康診断)

第四十四条 事業者は、常時使用する労働者 (第四十五条第一項に規定する労働者を除く。) に対し、一年以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

一～三 (略)

四 胸部エックス線検査及びかくたん略痰検査

五～九 (略)

(新設)

十・十一 (略)

2 第一項第三号、第四号、第六号から第十号まで及び第十二号に掲げる項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

3・4 (略)

(特定業務従事者の健康診断)

第四十五条 (略)

2 前項の健康診断(定期のものに限る。)は、前回の健康診断において第四十四条第一項第六号から第十号まで及び第十二号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、前項の規定にかかわらず、医師が必要でないと認めるときは、当該項目の全部又は一部を省略して行うことができる。

3 第四十四条第二項及び第三項の規定は、第一項の健康診断について準用する。この場合において、同条第二項中「第三号、第四号」とあるのは、「第三号」と、同条第三項中「一年間」とあるのは、「六月間」と読み替えるものとする。

4 (略)

(海外派遣労働者の健康診断)

第四十五条の二 (略)

2・3 (略)

4 第四十四条第二項の規定は、第一項及び第二項の健康診断について準用する。この場合において、同条第二項中「第三号、第四号、第六号から第十号まで及び第十二号」とあるのは、「第三号」と読み替えるものとする。

(健康診断結果報告)

第五十二条 常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、健康診断(第四十四条又は第四十五条の健康診断であつて定期のものに限る。以下この項において同じ。)を行つたときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監

2 第一項第三号、第四号、第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

3・4 (略)

(特定業務従事者の健康診断)

第四十五条 (略)

2 前項の健康診断(定期のものに限る。)は、前回の健康診断において第四十四条第一項第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、前項の規定にかかわらず、医師が必要でないと認めるときは、当該項目の全部又は一部を省略して行うことができる。

3 第四十四条第二項及び第三項の規定は、第一項の健康診断について準用する。この場合において、同条第三項中「一年間」とあるのは、「六月間」と読み替えるものとする。

4 (略)

(海外派遣労働者の健康診断)

第四十五条の二 (略)

2・3 (略)

4 第四十四条第二項の規定は、第一項及び第二項の健康診断について準用する。この場合において、同条第二項中「第四号、第六号から第九号まで及び第十一号」とあるのは、「及び第四号」と読み替えるものとする。

(健康診断結果報告)

第五十二条 常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、健康診断(第四十四条又は第四十五条の健康診断であつて定期のものに限る。以下この項において同じ。)を行つたときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監

督署長に報告しなければならない。

一〇六 (略)

七 第四十四条第一項第三号（聴力の検査に限る。）及び第四号から第十二号までに掲げる項目について健康診断を受けた労働者の当該項目ごとの数並びに当該項目について異常所見がある
と診断された労働者の当該項目ごとの数

八〇十 (略)

2
(略)

督署長に報告しなければならない。

一〇六 (略)

七 第四十四条第一項第三号（聴力の検査に限る。）及び第四号から第十一号までに掲げる項目について健康診断を受けた労働者の当該項目ごとの数並びに当該項目について異常所見がある
と診断された労働者の当該項目ごとの数

八〇十 (略)

2
(略)

様式第五号を次のように改める。

健康診断個人票(雇入時)

氏名		生年月日	年月日	健診年月日	年月日
		性別	男・女	年齢	歳
業務歴		血圧 (mmHg)			
既往歴		貧血検査	血色素量 (g/dl)		
			赤血球数 (万/mm ³)		
自覚症状		肝機能検査	A S T (U/l)		
			A L T (U/l)		
			γ-G T (U/l)		
他覚症状		血中脂質検査	LDLコレステロール (mg/dl)		
			HDLコレステロール (mg/dl)		
			トリグリセライド (mg/dl)		
身長 (cm)		血糖検査 (mg/dl)			
		血清クレアチニン検査	血清クレアチニン (mg/dl)		
体重 (kg)		eGFR (ml/min/1.73m ²)			
BMI		尿検査	糖		-+++++
腹囲 (cm)			蛋白		
視力		心電図検査			
	右 ()	その他の法定検査			
	左 ()	その他の検査			
聴力	右 1000Hz	1 所見なし	2 所見あり	医師の診断	
	4000Hz	1 所見なし	2 所見あり		
	左 1000Hz	1 所見なし	2 所見あり	健康診断を実施した医師の氏名	
	4000Hz	1 所見なし	2 所見あり	医師の意見	
胸部エックス線検査	直接撮影 年月日	意見を述べた医師の氏名			
フィルム番号	No.	歯科医師による健康診断			
備考		歯科医師による健康診断を実施した歯科医師の氏名			
		歯科医師の意見			
		意見を述べた歯科医師の氏名			

備考

- 労働安全衛生規則第43条、第47条若しくは第48条の雇入時の健康診断又は労働安全衛生法第66条第4項の健康診断を行ったときに用いること。
- BMIは、次の算式により算出すること。 BMI=体重(kg)/身長(m)²
- 「視力」の欄は、矯正していない場合は()外に、矯正している場合は()内に記入すること。
- eGFRは、次の算式により算出すること。 男性の場合：eGFR=194×血清クレアチニン(mg/dl)^{-1.094}×年齢^{-0.287}
女性の場合：eGFR=194×血清クレアチニン(mg/dl)^{-1.094}×年齢^{-0.287}×0.739
- 「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第4項の健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。
- 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。
- 「歯科医師による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。
- 「歯科医師の意見」の欄は、歯科医師による健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について歯科医師の意見を記入すること。

様式第5号(第51条関係) (2) (表面)

健康診断個人票

氏名		生年月日		年月日		雇入年月日		年月日	
		性別		男・女					
健診年月日		年月日		年月日		年月日		年月日	
年齢		歳		歳		歳		歳	
他の法定特殊健康診断の名称									
業務歴									
既往歴									
自覚症状									
他覚症状									
身長 (cm)									
体重 (kg)									
BMI									
腹囲 (cm)									
視力	右	()	()	()	()	()	()	()	()
	左	()	()	()	()	()	()	()	()
聴力	右 1000Hz	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり
	右 4000Hz	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり
	左 1000Hz	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり
	左 4000Hz	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり
検査方法		1オージオ 2その他	1オージオ 2その他	1オージオ 2その他	1オージオ 2その他	1オージオ 2その他	1オージオ 2その他	1オージオ 2その他	1オージオ 2その他
胸部エックス線検査		直接撮影 年月日	間接撮影 年月日	直接撮影 年月日	間接撮影 年月日	直接撮影 年月日	間接撮影 年月日	直接撮影 年月日	間接撮影 年月日
フィルム番号		No.	No.	No.	No.	No.	No.	No.	No.
血圧 (mmHg)									
貧血検査	血色素量 (g/dl)								
	赤血球数 (万/mm ³)								
肝機能検査	A S T (U/l)								
	A L T (U/l)								
	γ-G T (U/l)								
血中脂質検査	LDLコレステロール(mg/dl)								
	HDLコレステロール(mg/dl)								
	トリグリセライド(mg/dl)								
血糖検査 (mg/dl)									
血清クレアチニン検査	血清クレアチニン(mg/dl)								
	eGFR (ml/min/1.73m ²)								
尿検査	糖	-++++	-++++	-++++	-++++	-++++	-++++	-++++	-++++
	蛋白質	-++++	-++++	-++++	-++++	-++++	-++++	-++++	-++++
心電図検査									

様式第5号(第51条関係) (2) (裏面)

健 診 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
そ の 他 の 法 定 検 査					
そ の 他 の 検 査					
医 師 の 診 断					
健康診断を実施した医師の氏名					
医 師 の 意 見					
意見を述べた医師の氏名					
歯科医師による健康診断					
歯科医師による健康診断を実施した 歯 科 医 師 の 氏 名					
歯 科 医 師 の 意 見					
意見を述べた歯科医師の氏名					
備 考					

備考

- 1 労働安全衛生規則第44条、第45条、第47条若しくは第48条の健康診断、労働安全衛生法第66条第4項の健康診断(雇入時の健康診断を除く。)又は同法第66条の2の健康診断を行ったときに用いること。
- 2 「他の法定特殊健康診断の名称」の欄には、当該労働者が特定の業務に就いていることにより行うことになっている法定の健康診断がある場合に、次の番号を記入すること。
(1. 有機溶剤 2. 鉛 3. 四アルキル鉛 4. 特定化学物質 5. 高気圧作業 6. 電離放射線
7. 石綿 8. じん肺)
- 3 BMIは、次の算式により算出すること。 $BMI = \text{体重}(\text{kg}) / \text{身長}(\text{m})^2$
- 4 「視力」の欄は、矯正していない場合は()外に、矯正している場合は()内に記入すること。
- 5 「聴力」の欄の検査方法については、オージオメーターによる場合は1に、オージオメーター以外による場合は2に丸印をつけること。なお、労働安全衛生規則第44条第4項の規定により医師が適当と認める方法により行った聴力の検査については、1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの区分をせずに所見の有無を1,000ヘルツの所に記入すること。
- 6 eGFRは、次の算式により算出すること。 男性の場合： $eGFR = 194 \times \text{血清クレアチニン}(\text{mg/dl})^{-1.094} \times \text{年齢}^{0.287}$
女性の場合： $eGFR = 194 \times \text{血清クレアチニン}(\text{mg/dl})^{-1.094} \times \text{年齢}^{0.287} \times 0.739$
- 7 「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第4項の規定により都道府県労働局長の指示を受けて行った健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。
- 8 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 9 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。
- 10 「歯科医師による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。
- 11 「歯科医師の意見」の欄は、歯科医師による健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について歯科医師の意見を記入すること。

海外派遣労働者健康診断個人票(派遣前・帰国後)

氏名		生年月日	年 月 日	健診年月日	年 月 日
		性 別	男 ・ 女	年 齢	歳
業 務 歴			血 圧 (mmHg)		
			貧血検査	血色素量 (g/dl)	
既 往 歴			赤血球数 (万/mm ³)		
			肝機能検査	A S T (U/l)	
		A L T (U/l)			
自覚症状			γ - G T (U/l)		
			血中脂質検査	LDLコレステロール (mg/dl)	
		HDLコレステロール (mg/dl)			
他覚症状			トリグリセライド (mg/dl)		
			血 糖 検 査 (mg/dl)		
身 長 (cm)			血清クレアチニン検査	血清クレアチニン (mg/dl)	
				eGFR (ml/min/1.73m ²)	
体 重 (kg)			尿 検 査	糖	
				糖 白	
B M I					
腹 囲 (cm)			心 電 図 検 査		
視 力	右	()	医師が必要であると認める項目		
	左	()			
聴 力	右 1000Hz	1 所見なし	2 所見あり		
		4000Hz	1 所見なし	2 所見あり	
	左 1000Hz	1 所見なし	2 所見あり		
		4000Hz	1 所見なし	2 所見あり	
胸部エックス線検査	直接撮影	間 接 年 月 日		そ の 他 の 検 査	
				医 師 の 診 断	
フィルム番号	No.			健康診断を実施した医師の氏名	
				医 師 の 意 見	
備 考			意見を述べた医師の氏名		

備考

- 労働安全衛生規則第45条の2の健康診断を行つたときに用いること。
- 表題中「派遣前」又は「帰国後」のうち、該当するものに丸印をつけること。
- BMIは、次の算式により算出すること。 BMI=体重(kg)/身長(m)²
- 「視力」の欄は、矯正していない場合は()外に、矯正している場合は()内に記入すること。
- eGFRは、次の算式により算出すること。 男性の場合：eGFR=194×血清クレアチニン(mg/dl)^{-1.094}×年齢^{-0.287}
女性の場合：eGFR=194×血清クレアチニン(mg/dl)^{-1.094}×年齢^{-0.287}×0.739
- 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。

様式第八号及び様式第九号中「GOT」を「LAST」に、「GPT」を「ALT」に、「γ-GTP」を「γ-GT」に改める。

(労働基準法施行規則の一部改正)

第二条 労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第三十四条の二 (略)</p> <p>②⑬ (略)</p> <p>⑬ 法第四十一条の二第二項第五号ニの厚生労働省令で定める項目は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第四十四条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第八号から第十二号までに掲げる項目(同項第三号に掲げる項目にあつては、視力及び聴力の検査を除く。)</p> <p>二 (略)</p> <p>⑭・⑮ (略)</p>	<p>第三十四条の二 (略)</p> <p>②⑬ (略)</p> <p>⑬ 法第四十一条の二第二項第五号ニの厚生労働省令で定める項目は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第四十四条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第八号から第十一号までに掲げる項目(同項第三号に掲げる項目にあつては、視力及び聴力の検査を除く。)</p> <p>二 (略)</p> <p>⑭・⑮ (略)</p>

(有機溶剤中毒予防規則の一部改正)

第三条 有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改正後

別表(第二十九条関係)

(略)	(略)	有機溶剤等	項目
(略)	(略)	一 オルトージクロロルベンゼン ニ クレゾール 三 クロルベンゼン 四 一・ニージクロルエチレン (別名ニ塩化アセチレン) 五 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有する物	アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AS _T)、アラニンアミノトランスフェラーゼ(AL _T)及びガンマグルタミルトランスフェラーゼ(γ-G _T)の検査(以下「肝機能検査」という。) 「肝機能検査」という。

改正前

別表(第二十九条関係)

(略)	(略)	有機溶剤等	項目
(略)	(略)	一 オルトージクロロルベンゼン ニ クレゾール 三 クロルベンゼン 四 一・ニージクロルエチレン (別名ニ塩化アセチレン) 五 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有する物	血清グルタミックオキサロアセチクトランスアミナーゼ(G _{OT})、血清グルタミックピルピクトランスアミナーゼ(G _{PT})及び血清ガンマグルタミルトランスフェラーゼ(γ-G _{TP})の検査(以下「肝機能検査」という。) 「肝機能検査」という。

(傍線部分は改正部分)

様式第三号中「GOT」を「AST」に、「GPT」を「ALT」に、「γ-GTP」を「γ-GT」
に、「IU/L」を「U/L」に改める。

(特定化学物質障害予防規則の一部改正)

第四条 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三及び別表第四中「血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)」を「アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AST)」に、「血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ(GPT)」を「アラニンアミノトランスフェラーゼ(ALT)」に、「血清ガンマーグルタミンルトランスペプチダーゼ(γ-GTP)」及び「ガンマーグルタミンルトランスペプチダーゼ(γ-GTP)」を「ガンマグルタミンルトランスフェラーゼ(γ-GT)」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和九年四月一日から施行する。

(じん肺法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 じん肺法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第四十五号）附則第二条中「及び様式第六号から様式第六号の三まで」を、「様式第六号の二及び様式第六号の三」に改める。

(経過措置)

第三条 事業者は、当分の間、第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則第五十二条第一項に規定する方法による同項の報告に代えて、同項各号に掲げる事項を記載した書面により当該報告をすることができ
る。

第四条 この省令の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の労働安全衛生規則様式第八号による健康管理手帳は、同条の規定による改正後の労働安全衛生規則様式第八号による健康管理手帳とみなす。

第五条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令（次項において「旧省令」という。）の規定によりされている報告は、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による報告とみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧省令に定める様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第二百四号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第四十四条第二項（第四十五条第三項及び第四十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月二十八日

厚生労働大臣 上野賢一郎

労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告

示

（労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第一条 労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成十年労働省告

示第八十八号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。			
項目	省略することのできる者	項目	省略することのできる者
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	喀痰検査 <small>かたんけんさ</small>	一 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者 二 胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者 三 胸部エックス線検査の項の下欄に掲げる者
血清クレアチニン検査	四十歳未満の者	(新設)	(新設)

(労働安全衛生規則第四十五条第三項において準用する同令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正)

第二条 労働安全衛生規則第四十五条第三項において準用する同令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成二十二年厚生労働省告示第二十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないときは、省略することができる。			
項目	省略することのできる者	項目	省略することのできる者
(略)	(略)	(略)	一 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者 二 胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
(削る)	(削る)	喀痰検査 <small>かくたん</small>	
(略)	(略)	(略)	(略)
血清クレアチニン検査	四十歳未満の者	(新設)	(新設)

(労働安全衛生規則第四十五条の二第四項において準用する同令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正)

第三条 労働安全衛生規則第四十五条の二第四項において準用する同令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成元年労働省告示第四十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
項目 (略)	省略することのできる者	項目 (略)	省略することのできる者
(削る)	(削る)	喀痰検査 <small>かくたん</small>	一 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者 二 胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
<p>次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないとき、省略することができる。</p>		<p>次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないとき、省略することができる。</p>	

附 則

この告示は、令和九年四月一日から適用する。

